

議案第 1 1 号

狭山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
狭山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年条例第 2 5 号）
の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 2 4 3 条の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

地方自治法の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。